

75歳以上の方(65歳以上の障害認定の方を含む)が加入する後期高齢者医療制度の保険料率が令和8年4月から改定されます(下記表①参照)。この改定は、高齢者の医療の確保に関する法律により、保険料均等割額および所得割率を2年に1度見直しするもので、保険料率は千葉県内で均一です。

さらに、子ども・子育て支援法により、令和8年度から公的医療保険の保険料と合わせて子ども・子育て支援金(下記表②)の徴収が始まります。これにより、後期高齢者医療制度にご加入の方も従来の保険料に加え、子ども・子育て支援金分の保険料が加算されます。

【①医療分改定前】

	令和7年度
均等割額	4万3,800円
所得割率	9.11%
上限額	80万円



【①医療分改定後】

	令和8年度
均等割額	5万1,000円 (+7,200円)
所得割率	9.40% (+0.29%)
上限額	85万円 (+5万円)

【②子ども・子育て支援金分(新設)】

	令和8年度
均等割額	1,310円
所得割率	0.25%
上限額	2万1,000円

年間保険料額 = ①医療分保険料額 + ②子ども・子育て支援金分保険料額

※保険料額についての詳細は、令和8年7月中旬に発送する保険料額決定通知書等をご確認ください。

なお、流山市国民健康保険料のうち子ども・子育て支援金分の保険料率等については、決まり次第別途お知らせする予定です。

流山市役所 市民生活部
 保険年金課 後期高齢者医療係
 04-7199-3306(直通)

保険料改定について詳細はこちら
 ↓
 (市ホームページ)



子ども・子育て支援金制度について詳細はこちら↓
 (市ホームページ)

